

○防衛省告示第四百十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）第四十二条第二項の規定に基づき、航空自衛隊の補給処の支処及び出張所の名称及び位置を次のように告示する。

平成二十五年八月一日

防衛大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

改正 平成三十一年三月二十六日 防衛省告示第七十四号

航空自衛隊の補給処の支処及び出張所の設置に関する告示（昭和四十六年防衛庁告示第三十七号）の全部を改正する。

名 称	位 置
航空自衛隊第二補給処十条支処	東京都北区
航空自衛隊第四補給処高蔵寺支処	春日井市
航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡東北町
航空自衛隊第四補給処木更津支処	木更津市